

ハラスメント防止に関する基本方針

有限会社ケアフレンド ハラスメント防止に関する基本方針

当法人は、ご利用者様に対して質の高い介護サービスを安定して提供するためには、働くすべての従業員が尊厳を持たれ、心身ともに安全で健康に働くことができる環境が不可欠であると考えます。

また、当法人の採用選考に臨まれる求職者の皆様や、実習生・ボランティアの皆様の人権と尊厳を守ることも、社会的責任を果たす上で極めて重要であると認識しております。

これらに基づき、以下の通りハラスメント防止に関する基本方針を定め、組織全体で健全な環境の維持・向上に努めることを宣言いたします。

1. ハラスメントの禁止(すべての対象者への配慮)

当法人は、職場内におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを一切容認しません。また、採用選考における求職者、実習生、インターンシップ生等に対しても、性的な言動、優越的な関係を背景とした不適切な言動、その他一切のハラスメント行為を禁止します。

2. カスタマーハラスメント(ご利用者・ご家族等による不当な言動)への対応

ご利用者様やご家族様等からの、社会通念上許容される範囲を超えた不当な要求、暴力、暴言、心理的威圧、性的な言動(セクシャルハラスメント)等の行為に対しては、組織として毅然とした対応を行います。

※なお、認知症の症状等に起因する言動については、専門的なアプローチや適切なケアプランに基づき、組織的に対応・緩和に努めます。

3. 違反者への厳正な対処

ハラスメント行為を行った従業員に対しては、就業規則等に基づき、懲戒処分を含む厳正な対処を行います。また、ご利用者様やご家族様等による悪質なハラスメント行為が改善されない場合は、安全なサービス提供の維持が困難と判断し、契約の解除等の措置を講じることがあります。

4. 相談窓口の設置と適切な対応

当法人は、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、従業員だけでなく、求職者の皆様、実習生の皆様からの相談・苦情にも迅速かつ適切に対応します。相談者のプライバシーは厳重に保護され、相談したことを理由に不利益な取り扱いを受けることは一切ありません。

5. 教育及び啓発活動の推進

ハラスメントのない環境づくりに向けて、従業員への研修や面接官教育を定期的 to 実施し、ハラスメント防止に対する意識の啓発に努めます。

2026 年 10 月 1 日

有限会社ケアフレンド

代表取締役 西川正晃